

生活福祉資金貸付制度のご案内

●生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金貸付制度とは、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする国の制度です。

●ご利用いただける世帯(資金の種類により貸付対象世帯が異なります。)

- ・低所得世帯(世帯の収入がおむね市町村民税非課税程度又は生活保護法に基づく生活保護基準額の1.7倍程度以下の世帯)
- ・障がい者世帯(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の属する世帯)
- ・高齢者世帯(65歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の所得が生活保護基準額の2.3倍程度以下の世帯)
- ・生活保護世帯(生活保護を受けている世帯)
- ・他制度による借入れが可能な場合にはそちらを優先していただきます。
- ・審査の結果により、貸付できない場合もあります。

●資金の種類と対象世帯

【総合支援資金】

対象世帯:低所得世帯(失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯)

生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身) 月 15 万円以内 / (2人以上) 月 20 万円以内
住居入居費	住宅の賃貸契約の費用	40 万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な費用	60 万円以内

【福祉資金 緊急小口資金】

対象世帯:低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合(要件あり)	10 万円以内
--------------------------------	---------

【福祉資金 福祉費】

対象世帯:低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

※日常生活上又は自立生活に資するために一時的に必要な費用を貸付けします。
※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を要する状態」であることが必要

生業を営むために必要な経費	460 万円以内
技能習得経費及び期間内の生計維持費用	580 万円以内
住宅の増改築、補修等費用	250 万円以内
福祉用具の購入に必要な費用	170 万円以内
障害者用自動車の購入費用	250 万円以内
負傷・疾病の療養に必要な費用	療養等期間により
介護・障害者サービスを受けるための費用	230 万円以内
災害により臨時に必要な費用	150 万円以内
冠婚葬祭に必要な経費	
住居の移転等、給排水設備等の設置費用	50 万円以内
就職・技能習得等の支度に必要な経費	
その他日常生活上一時的に必要な費用	

※長期訓練生計費(令和2年4月から令和5年3月まで)

技能習得費の新たなメニューとして、主に就職氷河期世代を対象に、技能の習得経費及び期間内の生計費の貸付けを行います。

【教育支援資金】

対象世帯:低所得世帯、生活保護世帯

教育支援費	高校、高等専門学校、短大、大学への就学経費	①高校 月額 3 万 5 千円以内
		②高等専門学校、短大 月額 6 万円以内
		③大学 月額 6 万 5 千円以内
就学支援費	入学時に必要な経費	50 万円以内

※教育支援費について、通常の貸付月額上限額では学費が不足するなど一定の要件に該当する場合には、教育支援費の貸付上限額を1.5倍とすることが可能になります。

※他制度(母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構等)を活用しても、なお就学費用が不足する方については、審査の上、本資金を利用できる場合があります。

- ・総合支援資金、緊急小口資金については、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。また、他の資金についても、世帯の状況に応じて同事業を利用していただくことがあります。
- ・掲載した資金種のほか、居住用不動産を担保にして生活費を貸し付ける不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金(生活保護世帯対象)があります。

●貸付利子

連帯保証人を立てた場合「無利子」

連帯保証人を立てない場合「年1.5%」

※教育支援資金は、連帯保証人の有無にかかわらず無利子です。

※緊急小口資金は無利子であり、連帯保証人も不要です。

※福祉費のうち、技能習得費及び支度費は、生計中心者が連帯借受人となった場合は無利子となります。

※世帯の収入、負債等の状況によっては、連帯保証人を立てていただく場合があります。(緊急小口資金は除く)

●延滞利子

年3%

お問合せは、お住まいの市町村社会福祉協議会又は、岩手県社会福祉協議会・地域福祉企画部 生活支援相談室
(TEL019-637-4440 FAX019-637-9722)へ